

芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画

概要版

計画の策定に当たって

計画の位置づけ

この計画は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めた計画であり、本市では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく、「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

なお、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」は、「芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画」として、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）の施策に関する基本的な事項を定めた計画を策定しており、このたび策定する計画は、そのうち地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

【「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係】

	障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者計画
計画名称	芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画
根拠法令	障害者総合支援法 第88条第1項 児童福祉法 第33条の20第1項	障害者基本法 第11条第3項
計画の性格	障がい福祉サービス等の見込量と基盤整備に向けた方策を定める計画	障がいのある人等の施策に関する基本的な事項を定める中長期計画
計画内容	障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の見込量、確保の方策	<ul style="list-style-type: none">基本理念、基本目標施策体系施策の推進各施策の推進

連携

計画の期間

令和6（2024）年4月～令和9（2027）年3月

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画		

令和8年度（本計画の最終年度）に向けた目標値の設定

目標値は、国・県の指針に基づき、設定しています。

施設入所者の地域生活への移行 本編P49

◆施設入所者のうち、地域生活へ移行する人数（基準人数 53 人の 6%以上）……………	4人
◆施設入所者の減少者数（基準人数 53 人の 5%以上）……………	3人

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 本編P49

◆保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数……………	1回/年
◆精神障がいのある人の地域移行支援利用者数……………	4人
◆精神障がいのある人の地域定着支援利用者数……………	2人
◆精神障がいのある人の共同生活援助利用者数……………	23人
◆精神障がいのある人の自立生活援助利用者数……………	2人
◆精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）利用者数……………	15人

地域生活支援の充実 本編P50

◆地域生活支援拠点等の整備……………	1箇所（設置済み）
◆拠点機能の充実に向けた運用状況等の検証の会議の開催……………	1回/年
◆コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築	
◆強度行動障がいのある人の状況及び支援ニーズの把握 新規	
◆強度行動障がいのある人への地域の関係機関が連携した支援体制を整備 新規	

福祉施設から一般就労への移行等 本編P51

◆就労移行支援事業から一般就労に移行する人数（基準人数 14 人の 1.31 倍以上）……………	19人
◆就労継続支援A型事業から一般就労に移行する人数（基準人数 5 人の 1.29 倍以上）……………	7人
◆就労継続支援B型事業から一般就労に移行する人数（基準人数 1 人の 1.28 倍以上）……………	2人
◆就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労に移行する人数 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">（基準人数 20 人の 1.28 倍以上）……………</div>	30人
◆就労定着支援事業利用者数（基準人数 11 人の 1.41 倍以上）……………	16人

発達障がいのある人等に対する支援 本編P52

◆家庭療育支援講座を受講する人数	8人
◆家庭療育支援講座を支援する人数	2人
◆ピアサポート活動への参加人数	10人
◆ペアレントメンターの人数	3人

障がい児支援の提供体制の整備等 本編P54

◆児童発達支援センターの整備	1箇所（設置済み）
◆障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	新規
◆主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所（設置済み）
◆主に重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	1箇所
◆医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	2箇所（設置済み）
◆医療的ケア児支援の協議の場の設置 （保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各分野の協議の場）	設置済み
◆医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人（配置済み）

相談支援体制の充実・強化等 本編P56

◆基幹相談支援センターの設置	設置済み
◆基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化に関する研修・会議	30回/年
◆基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人
◆協議会における事例検討実施回数	1回/年
◆協議会における事例検討参加機関	23機関
◆協議会の専門部会	3回/年

障がい福祉サービスの質を向上 本編P57

- ◆障がい福祉サービス等の多様化、事業者の増加に伴い、真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくための取組みとして、障害者総合支援法の理解等のため、市の職員は、兵庫県が実施する各種研修に参加します。
- ◆自立支援給付の請求の過誤を無くす取組みや適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害者自立支援審査支払等システムの活用や兵庫県が実施している事業所の実地指導に同行し、結果については必要に応じて事業所や兵庫県・関係自治体と共有を行っていきます。

障がい福祉サービス等の見込量の設定

法定サービス

本編P58

※見込量は1か月分です。

【サービスの見込量】

		令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	サービスの内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	2,533 時間	2,567 時間	2,600 時間	入浴、排せつ、食事等の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	2,770 時間	2,870 時間	2,970 時間	重度の肢体障がいにより、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	同行援護	625 時間	650 時間	675 時間	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	20 時間	20 時間	20 時間	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	短期入所	326 人日	349 人日	364 人日	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	生活介護	3,075 人日	3,116 人日	3,157 人日	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	11 人日	11 人日	12 人日	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	自立訓練 (機能訓練)	20 人日	20 人日	20 人日	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。
	自立訓練 (生活訓練)	280 人日	298 人日	315 人日	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。
	自立生活援助	1 人	1 人	2 人	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用して障がいのある人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	就労移行支援	508 人日	560 人日	613 人日	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。
	就労継続支援 (A型)	1,131 人日	1,170 人日	1,209 人日	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	2,573 人日	2,660 人日	2,748 人日	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。
	就労定着支援	15 人	15 人	16 人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向け、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	就労選択支援	サービスの詳細が示されていないため調整中			障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

※見込量は1か月分です。

		令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	サービスの内容
居住系・相談支援	共同生活援助 (グループホーム)	72人	76人	80人	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	52人	51人	50人	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
	計画相談支援	175人	180人	185人	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	4人	4人	5人	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。
	地域定着支援	1人	1人	2人	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。
障がい児通所支援	障害児相談支援	92人	94人	96人	障がいのある児童が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
	児童発達支援	716人日	725人日	734人日	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	医療型 児童発達支援	0人日	0人日	3人日	
	居宅訪問型 児童発達支援	0人日	0人日	1人日	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	放課後等 デイサービス	1,655人日	1,673人日	1,699人日	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
	保育所等 訪問支援	51人日	52人日	53人日	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

◆必須事業

※見込量は1年分です。

【サービスの見込量】		令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	地域の方に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	障がいのある人、その家族、地域の住民の方などが地域において自発的に行う活動を支援します。
相談 支援事業	障がい者相談 支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援 センター	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	
	※住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	
成年後見制度利用支援事業		6件	6件	7件	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
意思疎通 支援事業	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	190回	215回	240回	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。
	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	
日常 生活用具 給付等事業	介護訓練支援用具	3件	3件	4件	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又は修理を行います。
	自立生活支援用具	10件	11件	12件	
	在宅療養等支援用具	16件	16件	17件	
	情報・意思疎通支援用具	16件	17件	18件	
	排泄管理支援用具	1,420件	1,465件	1,510件	
	住宅改修費	2件	2件	3件	
手話奉仕員養成研修事業			20人		聴覚に障がいのある人等との交流活動を促進するため、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
移動支援事業		45,600時間	46,200時間	47,000時間	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援 センター事業	市内実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
	市内実利用者数	64人	67人	70人	
	市外実施箇所数	4箇所	5箇所	6箇所	
	市外実利用者数	10人	11人	13人	

※住宅入居等支援事業は未実施としていますが、住宅入居に関する相談は日頃の相談支援の中で実施しています。

※見込量は1年分です。

◆任意事業	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	サービスの内容
	訪問入浴サービス事業	170回	182回	
日中一時支援事業	42人	43人	45人	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
	2,520回	2,560回	2,600回	
生活訓練等事業	225人	230人	235人	障がいのある児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
	1,430回	1,460回	1,490回	
更生訓練費給付事業	52人	56人	60人	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	2回	2回	2回	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人等がスポーツに触れる機会の提供など、障がいのある人等が社会参加を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
文化芸術活動振興事業	実施	実施	実施	障がいのある人等の文化芸術活動を振興するため、障がいのある人等の作品展など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がいのある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	23人	24人	25人	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳等により、行政情報等、障がいのある人が地域生活をするうえで、必要度の高い情報等を提供します。
自動車運転免許取得費助成事業	2人	2人	2人	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	2人	2人	2人	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

